

一九八五年度秋季研究発表会ワークショップ B

マス・メディアの集中排除

—放送制度との関連において—

報告

大森 幸男（放送評論家）

服部 孝章（東海大学）

大谷堅志郎（NHK放送文化調査研究所）

討論

東山 複之（民放連放送研究所）

岩田 温（常磐大学）

林 進（埼玉大学）
高木 教典（東京大学）

司会

このワークショップの企画の趣旨は、日本の民放免許政策として実施してきたマス・メディアの集中排除の方針が、ニュース・メディアの登場などの新しい状況の下で、放送制度再検討の重要な問題点となつており、アメリカやヨーロッパにおけるマス・メディアの集中排除政策の新しい展開を参考にしながら、日本におけるマス・メディアの集中化とその規制政策をめぐる問題点を明らかにしたいということであった。

マス・メディア集中排除政策の、「日本における場合」（大森）、「アメリカにおける場合」（服部）、「ヨーロッパにおける場合」（大谷）の三つの報告を中心とし

場合」（大谷）の三つの報告を中心とし、討論者、一般参加者との間で討論が展開され、多くの問題点が提起された。問題が多くて取り上げられたため、個々の問題の掘り下げが必要な場合も十分に行えなかつたが、この問題の基本的構造が明らかになつたように思われる。それは、マス・メディアの集中排除問題が基本的には、マス・メディアの経営、経済の問題であるとともに、言論、情報にかかるジャーナリズム機関としての問題でもあり、しかもこの両者の緊張関係を中心としているということである。マス・メディアの集中・独占化と言論の

多様性の確保、メディアの行政的規制と言論・情報支配の危険などの問題は、民主主義社会の存立の根幹にかかる問題であり、マスコミ研究者にとって緊要な課題であることはいうまでもない。とくに、政治家に支配されてきた放送行政や利害関係者の主張が中心の放送制度論議という、日本の放送制度をめぐる現実の下では、その感が深い。

以下は、ワークショップにおける発言の記録であるが、紙数の制約のため、その要旨にとどめざるを得なかつた。できるだけ内容的に正確な要約を心がけたが、文責はもちろん要約者にある。

(林進)

報告1 (大森) マス・メディアの集中排除問題にライトが当るのが遅かつたという印象である。もつと早くから論議されるべきだつた。ニュースメディアへの対応ということもあるが、マス・メディア集中排除政策は、現在、初期とは別な方向に、実は歩いてしまつてゐる。

集中排除原則は、郵政省令「放送局の開設の根本的基準」の第九条に基づいている。この省令は、昭和二五年の電波三法の施行によって設置された合議制の電波監理委員会が、電波法の規定を受けて作つた規則が、二七年の委員会の消滅後に、郵政省令に移つたものである。第九条は、「その局を開設することが、放送の公正且つ能率的普及に役立つものでなければならぬ」という抽象的規定だつたから、行政当局はいろんな事例を

つみかさねていくことを志向せざるをえなかつた。三二年に、田中角栄郵政大臣が民放テレビ大量予備免許を出すに当つて、審査細目ということで、番組に関わる条件とともに、マス・メディア集中排除の具体的な条件を付けた。そして、この後始末として三四四年に、二つの通達が出された。その一つは、「一般放送事業者に対する根本的基準第九条の適用の方針」であり、その「3 一の者によつて所有または支配される放送局の数を制限し、できる限り多数の者に對し放送局開設の機会を開放する」と「4 各地域社会における各種のマス・メディア手段の所有及び支配が、放送局の免許によつて特定の者に集中することを避ける」として集中排除の原則を明示した。さらに、これに基づく「審査要領」という通達で、複数局所有の禁止、マス・メディア三事業支配の禁止を明細に規定した。根本的基準第九条と二つの通達が大中小のセットの関係となつてゐる。これには新聞社と明記されていないが、新聞社の参入規制が非常に色濃く意識されていた。三二年の免許の条件では、はつきり新聞社と書かれていた。この三点セットは、日本のマスコミの勢力分布図を描ききつたものだつたが、省令、通達、通達という法律的にレベルの低いものにすぎなかつた。

「審査要領」には但し書きがあり、とくに「当該地域社会に存立の基礎をもつ有力な大衆情報の供給事業が併存する場合、その他、三事業の兼営又は經營支配を行つても当該地域社会における大衆情報の独占的供給となるおそれのない場合は、この

限りでない」としている。これは、いわゆる尻抜け但し書きといわれるものであつて、これによつて、たとえばフジ・サンケイグループが許可された。行政当局の判断によつて、三事業兼営も認められる。役人の裁量によつている。新聞とテレビはいかんという、新聞をチェックするための規定が尻抜けになつて、今のような民放界の勢力状況ができてしまつた。民放テレビ・FMの多局化によつて、日本中どこでも三事業の支配がかまわないともいえる。複数局所有の禁止も「一地域社会において、ラジオおよびテレビを兼営する場合」を除いては、「一地域社会とは何かも明示されていなくて、適当に使い分けている状況がある。結局、マス・メディアの集中排除はすべて、裁量、行政指導によつている。そのため、新聞も放送も行政に対しても頭を下げる。政府に対して強い批判的立場がとれなくなる。集中排除政策は政府のマスコミ対策という色合いが非常に強い。田中角栄は政治家として非常に慧眼だったわけで、これによつて日本のマス・コミを彼は存分に操縦できるようになつた。

マス・メディア集中排除の規定を法律化すべきだという主張があり、四一年に廃案となつた放送法改正案の修正案としてそれが出て来た時、新聞は反対の大キャンペーンを張つた。結果的には、ILO批准問題などで法案は流れたが、新聞界の猛反対がその原因の一つだつた。

集中排除原則の背景となつていた周波数の有限性、稀少性も非常に根拠が薄らいできている現在、三四四年からの三点セット

が今なお猛威をふるつてよいか、論議が必要だらう。

報告2 (報部) アメリカの放送制度は競争原理を基にし、多様性を確保することを基本的目的としている。その多様性には、番組の多様性、ネットワークの多様性とともに放送局の所有の在り方の多様性がある。ここでは、放送局の所有構造の規制の問題であるが、この問題は経済の問題でもあり、施設の所有の集中の問題でもある。同一地域で複数局所有を禁止する Duopoly Rule、全国レベルで所有放送局数を制限する Multiple Ownership Rule、そして同一地域で異種メディアの同時所有を規制する Cross-Ownership Rule の三つについて報告する。

Duopoly Rule は、一九三八年に、FCCが、一社が同一地域において所有できる放送局数は一局とする措置に始まり、四〇、四一、四四年に、それぞれ FM局、テレビ局、AM局について、同一地域内において、二局所有はいけないという複数局支配の禁止として成文化している。

Multiple Ownership Rule は、一九四〇年以降、FCCからいろいろな規則が出されてゐる。四〇年の最初のルールは、FM局の所有を六局に制限するものだつた。その目的を、独占の除去と地域のイニシアティブの促進としていた。テレビ放送が開始されてもなく、四一年にテレビ局の所有を三局に制限し、四四年には五局に緩めた。四六年には AM局の所有が七局に実質上制限された。五三年に、AM七局、FM七局、テレビ五局となり、五四年には、以後三十年も続く、七・七・七の

トライ・セブン・ルールという、三放送メディアの局所有上限の規則が作られた。テレビ局所有についてはさらに、六五年にTop 50 Market Ruleが追加され、テレビ局の市場価値をランクづけ、上位五〇地域内において一事業者が持てる局数を三局までとする。そして、三局のうち一局はU局でなければならぬとする方針が出されたことがある。テレビ局所有の大都市集中にたいする規制である。

八五年四月、一二・一二・一二の所有制限に規制が緩和された。FCCの原案では、さらに、これを九〇年まで実施して支障がなければ、それ以降はもう上限は作らない、つまり所有局制限は撤廃するというものだった。これに対する業界や議会の猛烈な批判があり、撤回された。テレビ一二局所有は条件づきであり、全国テレビ所有世帯数の25%を超えてはならないというシーリング規制が行われている。この25%という数字の妥当性について現状を見てみると、たとえば、テレビ局・グループ所有のキャプシティズ・ABCは八局しか所有していないが、テレビ所有世帯数では約24・4%の第一位となっている。だから、25%の上限のために、局を増加させることができない。ただし、U局に関しては、そのカバレッジのテレビ所有世帯数を半分として評価するという緩和措置がとられている。ニューヨーク、シカゴ、フィラデルフィア、ロサンゼルスなどの大都市のテレビ・トップ一〇市場のテレビ局・グループ所有は、V局四二のうち四一、U局五七のうち三四となつていて、上

位の市場では、テレビ局のグループ所有が高い。85・6%の世帯が入る上位一〇〇市場では、グループ所有のテレビ局は四分の三を占めている。

Cross-Ownership Ruleは、一九三〇年代の半ばから新聞資本のラジオ局所有が三分の一以上になるまで増加し、九九の地域で一つしかないラジオ局を新聞が所有するということを背景として、FCCは四一年に、同一地域における新聞社の放送局所有は公衆の利益に反するという告示を出すことから始った。七五年には、テレビ・ラジオと新聞の同時所有は今後認めないこととし、七八年に連邦最高裁はこれを合憲とし、さらに同一地域の唯一の新聞と唯一の放送局の兼営は八〇年までに解消するようにとの判決を下した。

八四年のケーブル通信政策法では、ケーブルテレビと放送局、公衆通信事業との兼営を禁止している。しかし、最初は入っていた新聞社とケーブルテレビの兼営の禁止は削除された。

報告3（大谷） 公共放送独占が長年続いてきた西欧諸国で、一九七〇年代後半以降、放送メディアの民間解放やニューメディアの導入が積極的に推進されてきた。ラジオ、テレビの両方の分野で公共放送独占を守りつづけているのは、デンマーク、オランダ、イスランドあたりに限られ、西ドイツやフランスも公共および民間領域の併存、あるいは部分的な民間解放にはつきりと動き出している。ニューメディア導入も、主要な国々が非常に力を入れていて、放送衛星の打ち上げ、都市型の広帶

域ケーブル網の普及、通信衛星による番組配給サービスなどが進められている。このようなメディア民間解放、多チャンネル時代の追求によって、ヨーロッパも、メディア間の競争の公正確保、メディア企業の集中排除などの問題に初めて直面するようになっているが、そのような事態の背景となっている、アメリカや日本と異なるヨーロッパ的文脈について報告したい。

第一に、西欧諸国のニューメディア導入政策は、非常に積極的な形に見えるが、半ば、やむにやまれぬ選択、ある意味では防衛的選択という性格がある。国際競争力の低下、先端技術力の不足を痛感した西欧諸国は、今、コンピュータ産業や半導体産業、あるいは宇宙産業や情報産業の分野に力を入れておかないと、アメリカや日本に決定的に立ち遅れるという危機感の下に、七〇年代の末あたりから、これらの分野のハードのインフラストラクチャ一面に政府の先行投資を積極的に行ってきた。

衛星の機体や広帯域ケーブル網を政府が力を入れて開発してきて、八〇年代の半ばになって、さて、それをどう使うかということが出できている。産業政策的あるいは経済政策的要請がまず先にあって、それが多メディア多チャンネル時代を必然的に招来することになったのである。その背後には、日米を非常に意識した、乗り遅れまいとする、一種の国策的な使命感みたいなものがある。

第二は、多メディア多チャンネル時代に対応するには、公共放送独占体制はすでに、その脆弱性を露呈するようになつていて

る。公共放送は、多くの国で受信料をメイン財源として長くやつてきたが、七〇年代に入つて、受信料だけでは公共放送を維持できなくなり、産業政策的配慮もあって、広告収入を導入するようになつた。しだいに広告収入が増えて、財源の四分の一、三分の一以上を広告収入に頼る公共放送体制も出てきている。衛星時代になると、国境を接してひしめいているヨーロッパでは、国境を越えての商業放送が容易に実現する。たとえば、ルクセンブルグという国が、他国向けに英語、ドイツ語、フランス語による商業放送を行つてきたが、ルクサックスという放送衛星計画によつてヨーロッパ全域にサービスしようとしている。このような衛星時代が本格的に開幕すると、国内体制として公放送独占がほとんど成り立ちはしない。新しい時代に適応できる体制として、民間解放や多チャンネルを進めていく、余儀ない事情がある。

第三に、七〇年代の後半あたりから、イタリア、フランスなどで自由ラジオの運動が非常に顕在化してきた。文化的、言語的、民族的マイノリティをいろいろかかえ、地域的多様性をもつてゐる西欧諸国では、FMやAMをマイノリティの文化的アイデンティティの表現の手段、コミュニティのコミュニケーション・メディアとして使う運動が出てきた。これまでの集権型ラジオに対して、ホリゾンタルな役割を持たせたラジオである。ヨーロッパの多くの国で、社会的公正の問題に感受性をもつてゐる民主社会主義的政党が大きな勢力をもつていて、このよう

な運動に沿つて放送の民間解放の政策を選択している。公共放送体制からの転換が政府の責任で図られ、その後の新しい秩序を形成する政府の役割に対する期待が大きい。したがつて、政府の公的規制的なものが、かなり色濃く残りながら、メディアの民間解放が行なわれ、新しい時代への対応が図られている。

フランスのように、原則自由の方向を基本的にはとつても、多元性確保のためには公的規制・監視を組み合わせるメディア解放となつてゐる。

討論1 (東山) 将来的視点から問題点を提出すると、第一は、ニューメディアが輩出している状況で、放送政策の全体的なシナリオが欠けていることである。郵政当局はこれまで、その時々のキー・ワードの下に多局化を進めてきたが、それは彌縫的なもので、全体のチャンネル・プランの構想がなかつた。

これからは、空と地上に、有線を含めたチャンネル・プランの作成が必要となつてゐる。その基本として放送政策の目標があるが、今後、新しく次の三点が重要になると考える。(1)情報の質の向上、(2)地域情報、とくに県単位での情報の充実、(3)視聴者の負担の軽減。次に、これらの目標を可能にする放送の構造と、それに関連する規制の問題がある。日本の放送体制の全体構造が議論される中で、マスコミ集中排除の問題が非常に重要なつてくる。

第二は、NHK、公共放送のありようである。二本建て制の下で、現在、テレビ視聴時間の30%はNHK、70%は民放のシ

エアとなつており、情報の多元性として、公共的なものと民放的なものが競合し、バランスしている。テレビは二全国ネット、ラジオがFMを入れて三、それに衛星放送二ネイチャーネットと国際放送をもつNHKは、单一企業体として巨大性をもつてゐる。空の状況も含めて、これからどうあるべきか、非常に重要なである。

第三は、民放についてである。一波で全国をただちにカバーできるDBSや、コミュニティサイドで二、三万サイズでサービスするCATVの出現の中で、県単位の地上の民放をどのように位置づけ、再編成するのか。その場合、地方局がある程度の規模の利益を確保できる配慮が必要である。それによつて、県域情報の質の向上、充実が可能になるだろう。この観点から、地域のメディアの所有状況、民放のこれから置局を検討する必要がある。最後に、マス・メディアの集中排除政策のたてまえと実態に、ズレが非常にある。日本のマス・メディアにおけるグループへの集中という実態を、放送、新聞だけでなく出版を含めて調べる必要がある。

討論2 (岩田) 第一に、放送の規制構造の社会的な広がりの問題がある。これは、放送に対する規制手続きの中に、視聴者をどのように取り込むのかということである。アメリカでは、放送の規制に対する放送局の訴訟で、放送局の主張の正当性の根拠として視聴者の存在が持ち出されている。日本の場合、視聴者は、行政側からも放送局側からも、サービスの対象として

しか意識されていない。放送規制の問題も、放送産業と規制機関との対抗のような形になってしまって、国民の問題がボケてしまっている危険性がある。

第二は、集中排除によつてもたらされるべき多元性の意味についてである。アメリカの場合でいえば、連邦最高裁判所が判決でくり返し、政治的な真理を追求するためには多元性を保たなければいけないと述べている。多元性を確保する観点から、放送局の数を増加する政策が出でてくる。また、放送局の複数所有を認めるとしても、特定の個性をもつた放送局を作らせるこという発想が出てくる。FM局を複数持たせるにしても、一つ一つの局が全然違つた番組構成をするようにさせている。日本でいうと、教育局として免許を与えられた放送局が一般局に変ろうとしても、視聴者の側から、その変更によって地域社会の利益が損なわれると主張することが可能になる。これも、規制構造の中に視聴者が取り込まれてゐるからである。視聴者の角度から多元性を保つような手続きについて、考えてみる必要があるのではないか。

以上で報告と討論が終つたところで、司会者の高木が問題点を次のように整理した。

「第一に、日本の独占禁止、集中排除政策の担当機関と権限の問題が、もう少し考えられていいのではないか。公正かつ能率的な運用という放送に関する規定は、じつは電波法に基づいている。公取の独禁法によるマスコミの集中排除政策は、新聞

の過当競争や出版の再販問題がほとんどであつて、放送に連関しては、独禁法の適用機関である公取からしかるべき政策がない。権限が明確でない郵政省が、電波法を援用して、マスコミの集中排除政策を行つてゐる。第二に、マスコミの集中排除は、たんに経済的な集中排除だけを問題とするのではなく、マスコミの社会的機能の特性を把握して解明しなければならない。

第三は、ナショナル・レベルの集中化と地域の集中化を分けて問題とする観点が必要である。日本では、マーケット・シェアを規制するシーリングの考え方がないことも問題点になる。第四に、ニューメディアの場合、複合的機能をもつメディアの問題がある。アメリカではすでにVAN機能をもつたCATVが出ており、日本でもテレトピア構想の中のCATV事業で計画されている。マスコミ的な役割を担わない機能を合せ持つ企業が出てきて、それをどう扱うかが新しい、難しい問題になりそうである。」

つづいて各報告者から報告を補足する発言があつた。

大森「民放の発足時は、ほとんど新聞を母体としたものである。電波監理委員会は、デモクラシー・ジャーナリズムが非常に強く意識されていた時期もあり、新聞を中心[new]に新しい放送、新しい日本のマスコミ秩序を考えた節があると思う。昭和三年の田中郵政大臣の大量予備免許は新聞勢力を排除する方向で出たが、彼は原則をふりかざしながら、抜け道を沢山作つておいて、全国紙の相撲のとりいいようにしてきた節が非常に

ある。やがて、全国紙の系列が完成されたという経緯がある。

民放の再免許、放送系ニューメディアの新規免許の度に、集中排除原則によつてチェックされているが、これからは緩和されしていく必要があると思う。文字多重放送の免許方針がやや緩和されたのは、注目される。すぐに撤廃にならぬとしても、適度な集中を認めていかなければならない。なぜなら、放送は文化を創造し送達する仕事であり、ジャーナリズムである。これからニューメディア時代といわれる情報化社会で、ジャーナリズムというものを本当に知った連中がやつていかないと大変不安である。ジャーナリズムという原点で考えて、適度の集中がないと具合が悪い。」

大谷「ヨーロッパの集中排除は、ニューメディアを含めて、資本所有面の規制が今までより、多少は緩和されようとしている。最近、フランスが民放テレビの導入を決めたが、複数所有の点では、テレビ三局、ラジオ三局、ケーブル三局を超える経営支配、系列化を規制する方向だといわれる。新聞社がある程度資本参加することを認めようということも出てきている。健全な経営がなければ健全なサービスが育たないので、地域的、社会的コミュニケーション重視の視点から、健全経営への配慮が出てくる。逆に、行動規制の領域では、各種の義務を多く負わせる方向が見られる。地方ジャーナリズムに貢献するよう独自な報道編集スタッフを持つこと、自主番組比率やアクセス番組の義務などである。また、放送機関を含めて、番組を自分の

ところで作らないパッケージャーの収入にたいする課税的なものを、実際の番組製作者のレベルに流すようなメカニズムなど、非常にヨーロッパ的な工夫がある。」

服部「アメリカでは放送局の売買が盛んに行なわれているが、何を目安にして売買の値段が決まるのかが重要である。日本でも適度な集中が図られる場合、放送局の集中合併がどういう経済的基準で決められていくのかを考えなければならない。アメリカの局の評価の基準は、まず電波の種類（UかVか、AMかFMか）、最重要なのはエリア内のマーケットのランクである。視聴世帯数、人口によって値段が変る。このことと、公共の電波を占有する免許との間に、大きな矛盾があるのでないか。また、日本の多局化を進めてきた郵政の免許方針が、さみだれ式に、その時々に応じて免許を付与していくものであることが、集中を招く可能性を秘めではないか。今、免許行政に関して係争中のものが、電波監理審議会で審査中の日本有料テレビジョン社の免許申請拒否事件と、東京高裁で審理中の免許方針をめぐる奈良新聞社の訴訟事件の二件あるが、注目される。」

この後、一般参加者の発言を中心に、討論が展開された。

内川芳美（東京大学）「イギリスの例を紹介すると、非常に特殊な民放制度がとられていて、ハードは公共企業体、ソフトが民間という仕組みになつていて。そういう制度の特色からして、形としては集中排除問題は起つていかない。ただ、従来の経過を見ると、ビルキンソン委員会が番組製作会社と新聞社の資

本的関係について勧告し、一九六四年のテレビジョン法の改正で、両者の資本関係、役員関係を制限する抽象的条項が入られた。その後、アン委員会は新聞社の番組製作会社株式にたいするシェアの上限を25%におさえるべきだと勧告している。テレビと新聞はともにきわめて有力なマス・メディアであり、原則として分離しておいた方がよいという考え方に基づいて政策が展開してきた。メディアの多元化は、言語あるいは情報の多元化を保証する一つの条件だと考えられている。ラジオの民間放送はローカルだけだが、その地域を支配的なサービス・エリアとしている新聞社との関係が否定されている。最近のケーブル・コミュニケーション法では、対象地域の地方新聞所有者は当地ケーブル事業者の免許を取得できないとなつていて、ニュースメディアに対する集中排除の一つの方針が示されていると考える。」

司会者の日本の新聞と民放の一体化の現実をどう見るかという質問に答えて、

内川「善悪は別として、民放のスタート時に、新聞がリーダーシップをとることで発展してきた経緯がある。三事業支配の例外規定も、フジテレビの現実があつたので、いわば現実追認の形でできたと聞いている。最初は、新聞が先輩だから面倒を見なければならない、ということであったが、そのうちに新聞が積極的に乗り出すようになつて、結局、現在の民放ネットワークと、それぞれ距離の相違はある、全国紙との系列関係とい

う事態になった。これによつて、新聞社は利害関係者として、放送問題の論評にはたしてフェアな態度がとれるか憂慮する。免許問題がらみで、どうしても政府との関係も複雑になつてきて、毅然とした態度がとれるとは限らないだろう。また、最近のテレビ問題に新聞も含めて批判され、新聞の信赖感を傷つけられるようになりつつあるのではないか。三事業支配の禁止は実際に機能していないが、これがなければどこまで進行するか分らない一面があり、新聞と放送の、たんなる経済的な巨大化ではなく、言論、情報の全体的構造のあり方として、節度ある関係を考える必要がある。」

つぎに、

小倉重男（電通）「アメリカのテレビの所有や経営の集中排除の問題が、放送の番組編成あるいは放送のルールに及ぼす影響についてうかがいたい。たとえば、フェアネス・ドクトリンは、電波の有限性に一つの根拠をもつてゐるが、CATVなどがこれだけ増えてくると、メディアの有限性がなくなつてくる。

七〇年代から意見CMがあるが、それに対する反論タイムは出現していない。」

これに対し、

服部「フェアネス・ドクトリンは多様な意見を確保させる目的だったが、逆に、局が争点のある問題を避けてしまふという面があり、フェアネス・ドクトリンに対する批判が起きている。局の増加、規制緩和の中で、フェアネス・ドクトリンの存続に

は賛否両論がある。番組編成の問題はネットワーク規制に関連がある。」

高木「ネットワーク規制の問題は放送産業内部のネットワー

クの独占的支配力に対する規制の問題であって、番組編成の問題として主に出てきた問題点のひとつは、ネットワーク支配の番組がプライム・タイムにおいて占有率が高いことで、番組の決定権がスポンサーからネットワーク会社に移つて、プライム・タイムの98%位がネットワーク支配の番組になってしまったことに対する制限措置がとられた。加盟局に対するオプション

・タイムの規制も編成の問題である。他にネットワーク規制の

大きな問題として、対スポンサーのマスト・バイの禁止がある。ついでにいえば、アメリカの通信と放送に関する分野の独禁法の適用機関はFCCであって、ネットワーク規制の政策を実施している。」

山口秀夫（ＮＨＫ放送文化調査研究所）「アメリカでは、一九四一年以来、ネットワークの力をなんとか弱めようという規制の流れがある。ＮＢＣの二つのラジオ・ネットワークの所有禁止、ABCとパラマウント劇場の合併の長期間の保留、ABCとＩＴＴの合併に対する司法省の反対などである。番組編成の面では、七〇年代に入つて、プライム・タイムのアクセス・ルール、ＰＴＡＲが決められた。プライム・タイム四時間の中、ネットワーク娯楽番組三時間、一時間は非ネットワーク番組にしなければならないということで、基本的には、アメリカ国民

は多様性のあるプログラムを享受する権利がある、ということに基づいている。」

つぎに、

川平朝清（放送文化基金）「電波監理局から放送行政局に変つて、放送が全面的に行政に取り込まれるようになつたと感ずる。今、電波監理委員会のようなものが必要ではないか。また、集中排除に関して、新聞と放送の間に内容的なチェック・アンド・バランスがあるように、下からの国民・視聴者の放送行政への関わりが制度的に必要ではないか。」

これに対し、

大森「電気通信の時代は官主導型にならざるをえない。それをバックアップするのが財界である。マスコミ界は、本当にかやの外の状況である。電波監理委員会のような合議制の行政委員会は、日本の風土に馴染まないということで、独任制の郵政省に移行した。独任制だから好きにやるという状態がある。今一度の全国の民放四局化、東京六局化という無茶な増局も、独任制の左藤郵政大臣の任期間際の食い逃げである。歴代の郵政大臣は必ず任期間際に食い逃げをやる。日本は、アメリカやヨーロッパの風土とは全く違つて、すべてに政治が絡む。行政委員会の政策決定がスムーズになされるかという問題があるので、電波監理審議会がどこまで権限を持つかが、当面のポイントだろう。しかし、これも合議体のグループとしては機能していない。」

岩田「行政委員会については、すこし前までは民主主義も日本の風土に合わなかつたわけで、風土に合うような仕組みを考えればいいだろう。視聴者の関わりでは、有線テレビジョン法に、地域の視聴者の利益を図らなければいけないという条項が入つていて、これによつて視聴者は行政訴訟を提起することができると思う。」

つぎに、

東山「規制緩和の新しい動向とジャーナリズム機能の関係について、三つの視点があると考える。(1)新聞が放送をもつことによって批判精神がなくなつたが、規制緩和が進んで政府にお願いすることもなくなつた場合、ジャーナリズム機能は復活するのか。(2)アメリカでマス・メディアのグローバル化が進んでジャーナリズム機能を殺しているといわれるが、日本でも、グローバル化が進むと、ジャーナリズム機能は本当に低下するのか。(3)ヨーロッパの公共放送は受信料と広告収入の二面的な財源構造となつてゐるが、NHKが将来、受信料プラス広告財源、あるいは別な財源が加わつた場合、そのジャーナリズム機能が低下するのか。」

つぎに、

大谷裕（電気通信総合研究所）「規制構造にオーディエンスを入れるべきだということについて、事実として、メディアの集中や経営者の変更に、どこかで反対運動が起きたことがある。一定の成果を上げたことがあるか。運動を起すルートや、

オーディエンスの意見を集める方法は何か。これに対し、

大谷「ヨーロッパの場合、イギリスの商業放送の免許、再免許の際、公聴会手続きその他が含まれてゐる。節目節目の放送調査委員会にもオーディエンスの意見が反映できるようになつてゐる。もっと直接的な行動で成果を上げた事例として、ウェ

ールズ・テレビやフランスの自由テレビがある。」

服部「アメリカの放送制度では、パブリック・インタレストにかなつてゐるかどうかが、免許の大きな審査基準である。再免許にあたつて公聴会を開かざるを得ない。市民やパブリック・インタレストを無視しては、放送行政は絶対に進んで行くことはできない。そういうアメリカの環境はうらやましい。」